

**衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見**

本事業は、既成市街地に近接した工場立地が進んでいる衣浦港内において、海面埋立により広域的な廃棄物最終処分場を設置するものである。

事業者においては、こうした事業の特性を踏まえ、以下の事項について十分に検討して、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、関係機関と必要な連携を図りつつ、工事の実施及び供用（廃棄物の搬入、埋立、処分場の管理）の各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施を図り、環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、予測結果を踏まえ必要な環境保全に関する措置を実施するとともに、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (3) 廃棄物最終処分場の管理型区画の遮水性の確保に万全を期するため、遮水シートなど遮水工の施工管理の徹底や、廃棄物の薄層埋立を適切に行うこと。なお、処分場底面の一部において行う遮水機能の増強対策については、具体的な方法を明らかにすること。
- (4) 廃棄物の受入検査や廃棄物最終処分場の維持管理に関するマニュアル等を作成し、職員の教育・訓練を実施するなどして、その徹底を図ること。
- (5) 環境監視については、関係機関の意見を踏まえ具体的な監視計画を作成し、的確に実施すること。また、監視結果を公表するとともに、必要に応じ適切な措置を講じること。

2 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1) 工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、準備書に記載された環境配慮事項を徹底するとともに、最新規制適合車の使用について運行者への働きかけを行うこと。また、工事用車両の運行台数の平準化や実行可能な範囲での工事用資材の海上輸送などに努めること。

- (2) 廃棄物埋立時においては、散水を適切に行うなど粉じんの飛散防止を図るとともに、悪臭防止対策を徹底すること。

3 水質、底質

- (1) 護岸工事に当たっては、濁りの影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置するとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 水質保全の観点から排水処理施設の適切な運転管理に努めるとともに、埋立地周囲の海域における底質の環境監視を実施すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 廃棄物最終処分場においてコアジサシ等の希少な鳥類の営巣・繁殖が認められる場合には、必要に応じ専門家の意見を聴き適切な措置を講じること。
- (2) クモ類については、その調査結果を勘案し評価書に記載すること。

5 廃棄物等

事業の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

6 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。
- (3) 事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が深められるよう、積極的な情報提供に努めること。